

祭りお助け隊事務局業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

石川県では、令和7年度から「祭りお助け隊」として地域の要望に応じてボランティアを祭り実施団体とマッチングし、派遣する制度を開始したところである。令和8年度も引き続き、七尾市以北6市町で担い手を必要とする祭りに祭りお助け隊を派遣することとしている。

本業務では、祭りお助け隊の事務局として、祭り実施団体から派遣ニーズを受け付け、参加する祭りお助け隊を募集しマッチングすることで、祭りの再開を支援する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称
令和8年度祭りお助け隊事務局業務
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 予算上限額
4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※業務量が想定を大幅に超過した場合、委託料の見直しについて協議に応じる場合がある。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年4月17日（金） |
| (2) 質問票提出期限 | 令和8年4月24日（金） |
| (3) 質問への回答 | 令和8年4月28日（火） |
| (4) 参加申込書及び企画提案書等提出期限 | 令和8年5月1日（金） |
| (5) 選定結果通知・公表 | 令和8年5月下旬 |

4 参加資格

本公募型プロポーザル（以下「本プロポ」という。）に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項で定める、一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。また、同第2項で定める、一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないこと。
- (2) 石川県から指名停止を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 民事再生法、会社更生法に基づく再生又は更生手続き、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (6) 政治団体でないこと。
- (7) 宗教団体でないこと。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。件名は「【企業名】祭りお助け隊事務局業務委託募集への質問」とすること。

(3) 提出先

（公財）いしかわ県民文化振興基金事務局

（石川県文化観光スポーツ部文化振興課内）

メールアドレス：bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp

電話：076-225-1371

(4) 質問の回答

質問者に電子メールで回答するとともに、石川県ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

6 参加申込書等の提出

本プロポへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び様式

提出書類	形式	様式
①参加申込書	A4	様式2
②誓約書	A4	様式3
③事業者概要	A4	様式4
④業務実績	—	任意
⑤企画提案書 仕様書の記載内容を踏まえ、下記事項を含めること ・業務実施体制 ・類似業務の過去実績 ・見積金額（項目毎の内訳・税抜き額・消費税及び地方消費税額・合計金額を記載） ※本文内に会社名を表示しないこと	A4	任意

(3) 提出方法

電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。件名は「【企業名】祭りお助け隊事務局業務委託募集への参加申込」とすること。

(4) 提出先

上記5(3)に同じ。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

- きない。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
 - ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
 - ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。
 - ・企画提案書の作成にあたり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。
 - ・見積金額が2(4)予算上限額を上回った場合は、審査の対象としない。

7 企画提案書の審査及び選定方法

- (1) 企画提案書の審査については、提出された企画提案書等に基づく書面審査により実施する。
- (2) 別添「祭りお助け隊事務局業務委託 評価基準」に基づき、祭りお助け隊事務局業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）において、審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (4) 審査委員会は必要に応じて、提案者から追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行うことができる。
- (5) 審査は非公開で行う。
- (6) 失格

次のいずれかに概要した場合は、失格となることがある。

- ・他の企画提案書提出者（以下「参加者」という。）と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
- ・本実施要領に適合しない書類を作成すること。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 選定結果の通知・公表

選定結果は、参加者全員に対し文書により通知する。なお、審査内容や選定に係る質問や異議は一切認めない。

9 契約の締結

- (1) (公財) いしかわ県民文化振興基金事務局（以下「事務局」という。）は、最も優れた提案を行った者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

10 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げない。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合

- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

11 著作権等

- (1) 採用された企画提案に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利、商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、受注者または第三者がツール等として従前から著作権を有している場合を除き、委託者に帰属する。
- (2) 受注者は、委託者に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、委託者に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (4) 採用された企画提案について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合は、全て参加者の責任とする。
- (5) また、既存の著作物に関して、委託者が当該部品等を利用する場合、若しくは外部サーバにアップロードする場合は、受託者は当該著作物の権利者に対し、二次使用权等の承諾を得ること。

12 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

13 その他

- (1) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、協議の上、委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を事務局に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出書類は、参加者に無断で審査以外を目的に使用しないが、委託候補者選定作業のため、複製する場合がある。
- (4) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル参加により、事務局から知り得た情報を他者に漏らしてはならない。
- (6) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、事務局の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。